

あかびらエルムハイツ

指定短期入所生活介護事業及び指定
介護予防短期入所生活介護事業運営規程

社会福祉法人 赤平友愛会

社会福祉法人赤平友愛会あかびらエルムハイツ
指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人赤平友愛会が開設する、社会福祉法人赤平友愛会あかびらエルム（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士及び管理栄養士、機能訓練指導員、及び調理員その他の職員（以下「指定短期入所生活介護職員」という。）が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護職員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携により、事業の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

3 介護予防サービス

(1) 利用者の心身機能の改善、環境調整を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行う。

(2) 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うことに努める。

(3) 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことに努める。

(施設の名称)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人赤平友愛会あかびらエルムハイツ

(2) 所在地 赤平市幌岡町 4 7 番地(特別養護老人ホームあかびらエルムハイツ内)

(職員の種類、員数及び業務内容)

第 4 条 施設に勤務する職種、員数は次のとおりとする。ただし、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る従業員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

(1) 施設長(管理者) 1 名(常勤職員) (7) 機能訓練指導員 1 名(常勤職員兼務)

(2) 医 師 1 名(嘱 託) (8) 生活介護員 15 名以上(常勤職員)

(3) 事 務 長 1 名(常勤職員兼務) (9) 栄養士又は管理栄養士

(4) 事 務 員 1 名以上(常勤職員兼務) 1 名以上(常勤職員兼務)

(5) 生活相談員 1 名以上(常勤職員兼務) (10) 調 理 員 (業務委託)

(6) 看 護 師 1 名以上(常勤職員兼務)

2 前項に掲げる職種の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者・兼務）

- ① 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- ② 相当期間以上にわたり入所することが予想される利用者に対し、サービスの目標、内容などを記載した短期入所生活介護計画及び予防短期入所生活介護計画の作成を行う。

(2) 医師（兼務）

利用者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。

(3) 事務長（兼務）

- ① 庶務事務、会計経理など、事務全般に関すること。
- ② 運営管理に関すること。

(4) 事務員（兼務）

- ① 庶務事務、会計経理など、事務全般に関すること。
- ② 運営管理に関すること。
- ③ 経理事務及び庶務に関すること。

(5) 生活相談員（兼務）

生活相談と支援及び処遇の調整指導等に関すること。

(6) 看護師（兼務）

健康管理及び保健衛生等に関すること。

(7) 機能訓練指導員（兼務）

日常生活を営むに必要な機能回復訓練指導等に関すること。

(8) 生活介護員（兼務）

日常生活の指導及び介助等に関すること。

(9) 栄養士又は管理栄養士（兼務）

食事の献立と栄養指導及び給食等に関すること。

(10) 調理員（業務委託）

食品の調理と配膳及び調理等に関すること。

（利用定員）

第 5 条 施設が行う指定短期入所生活介護利用者の定数は7名（指定介護予防短期入所生活介護事業の定員を含む）とする。又、特別養護老人ホームあかびらエルムハイツの定員床に空床がある場合はその空床数も利用定員数とする。

（短期入所生活介護の内容）

第 6 条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立の援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言などの援助

(8) その他レクリエーション行事などのサービスの提供

(利用料等)

第 7 条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を受けた場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、各市町村から交付される介護保険負担割合証により決定された割合の額とする。

介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせ契約者の負担額を変更する。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から徴収する。

居住費（室料や光熱水費に相当）、食費（食材費と調理費に相当）については、国が示す基準費用額を参考にして利用者と施設の契約により定める。但し所得に応じて減額制度があり、介護保険者（市町村）へ申請し、介護保険者より各種減額認定証が発行された場合は、施設へ提示して、その額に応じて請求する。

(1) 居住費・食費は、次表のとおり定める。なお、食費は一食ごととし、一食ごとの食費合計額が負担限度額を超えない場合は実費額とする。

ただし、朝食 395 円、昼食 525 円、夕食 525 円とする。

《単位／日額》

区 分	居住費	食 費
多 床 室	855 円	1,445 円
従来型個室	1,171 円	(朝食 395 円、昼食 525 円、夕食 525 円)

所得収入額の段階による負担限度額

《単位／日額》

利用者負担	居 住 費		食 費
	多 床 室	従来型個室	
第 1 段階 生活保護の受給者の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が 市町村民税非課税の方	0 円	380 円	300 円
第 2 段階 世帯全員が市町村民税非課税の方 で、課税年金収入額と合計所得金額 の合計が 80 万円以下の方	430 円	480 円	600 円
第 3 段階① 世帯全員が市町村民税非課税の方 で、収入額の合計が 80 万～120 万 円以下の方	430 円	880 円	1,000 円
第 3 段階② 世帯全員が住民税非課 税で、前年の課税年金収入額とその他 の合計所得金額と非課税年金収入額 の合計が 120 万円超の方	430 円	880 円	1,300 円
第 4 段階 市町村民税世帯課税の方	915 円	1,231 円	1,445 円

※ 居住費・食費は、要介護度の違いには関係しない。

- (2) 送迎に要する費用
通常の実施地域を越える地域 実費
- (3) 理美容代
利用料の実費
- (4) クラブ活動、レクリエーション等に参加希望者のみ材料費等の実費
- (5) 小型テレビ貸付使用料 日額 80 円（電気料 日額 20 円含む）
- (6) 小型冷蔵庫貸付使用料 日額 80 円（電気料 日額 20 円含む）
＊ただし、(5) 号は従来型個室に限る。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

（通常の送迎の実施地域）

第 8 条 通常事業の実施地域は、赤平市、滝川市、芦別市、歌志内市、砂川市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 9 条 サービス利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 外出
利用者が、外出をしようとするときはその都度、用件、帰着する予定時を管理者に届け出ること。
- (2) 面会
利用者と外来者が面会しようとする時は、外来者はその旨を面会簿に記入し、面会するものとする。又、面会の際に食料品等を持参した場合は、職員へ申し出るものとする。
- (3) 健康保持、身体機能の低下防止
利用者は、自ら健康の保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。又、そのために提供されるサービスを正当な理由なく拒否してはならない。
- (4) 身上変更届出
利用者は、身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、すみやかに施設長（管理者）に届けなければならない。
- (5) 施設内禁止行為
利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか若しくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を異常に大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 指示した場所以外での火気を用い、又は就床し、若しくは寝具の上で喫煙すること。
 - (4) 故意に施設若しくは物品に傷害を与え又はこれらを施設外に持ち出すこと。
 - (5) 金銭又は物品によって賭け事をする事。
 - (6) 施設内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
 - (7) 無断で備品の位置又は形状を変えること。

(緊急時などにおける対応方法)

第 10 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護職員は現に指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 施設は、土砂災害を含めた非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を立てると共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

2 防火訓練計画により年 1 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(身体拘束の制限)

第 13 条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(職場におけるハラスメント)

第 14 条 施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人赤平友愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 7 日改正の第 7 条第 1 項、第 2 項は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

平成 18 年 5 月 26 日改正の指定介護予防短期入所生活介護事業に係わる事項は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

平成 18 年 12 月 16 日改正の第 2 条、第 4 条、第 9 条は平成 18 年 11 月 1 日から適用する。

平成 20 年 3 月 21 日改正の規程は平成 20 年 4 月 1 日から改正するものとする。

この改正規程は、平成 20 年 12 月 10 日から適用する。

この改正規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

この改正規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この改正規程は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

この改正規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

この改正規程は、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この改正規程は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

この改正規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 元年 10 月 1 日から適用する。

この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 15 日改定の規程は、令和 6 年 8 月 1 日より施行するものとする。